

青森県警備業法施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年六月二十四日

青森県公安委員会委員長 阿保耀子

青森県公安委員会規則第十号

青森県警備業法施行規則の一部を改正する規則

青森県警備業法施行規則（平成十五年四月青森県公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（携帯を禁止する護身用具）

第二条 警備業者及び警備員が警備業務を行うに当たり携帯してはならない護身用具は、次に掲げる護身用具（鋭利な部位がないものに限る。）以外のものとする。

一 警戒棒（その形状が円棒であつて、長さが三十センチメートルを超え九十センチメートル以下であり、かつ、重量が別表一の上欄に掲げる長さの区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるものに限る。）

二 警戒じょう（その形状が円棒であつて、長さが九十センチメートルを超え百三十センチメートル以下であり、かつ、重量が別表二の上欄に掲げる長さの区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるものに限る。）

三 刺股

四 非金属製の楯

五 一から四までに掲げるもののほか、携帯することにより人に著しく不安を覚えさせるおそれがなく、かつ、人の身体に重大な害を加えるおそれがないもの

第三条中「警戒杖」を「警戒じょう」に改める。

第四条（見出しを含む。）中「警戒杖」を「警戒じょう」に改める。

第五条を削り、第六条を第五条とし、第七条から第九条までを一条ずつ繰り上げる。

附則の次に別表として次の二表を加える。

別表一 警戒棒の制限（第二条第一号関係）

長さ	重さ
----	----

附 則

	長 さ	重 さ
九十センチメートルを超え百センチメートル以下	九センチメートルを超え百センチメートル以下	五百十グラム以下
百センチメートルを超え百十センチメートル以下	百センチメートルを超え百十センチメートル以下	五百七十グラム以下
百二十センチメートルを超え百三十センチメートル以下	百十センチメートルを超え百二十センチメートル以下	六百三十グラム以下
	百二十センチメートルを超え百三十センチメートル以下	六百九十グラム以下

別表二 警戒じょうの制限（第二条第二号関係）

三十センチメートルを超え四十センチメートル以下	六十センチメートルを超え七十センチメートル以下	三百四十グラム以下
四十センチメートルを超え五十センチメートル以下	七十センチメートルを超え八十センチメートル以下	四百グラム以下
五十センチメートルを超え六十センチメートル以下	八十センチメートルを超え九十センチメートル以下	四百六十グラム以下

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十一年七月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に法第十七条第二項の規定による届出をして警備業者及び警備員の携帯の用に供されている警戒棒又は警戒じょう（この規則による改正後の青森県警備業法施行規則（以下この項において「新規則」という。）第二条第一号及び第二号に掲げるものを除く。）については、この規則の施行の日から起算して十年間は、新規則第二条の規定にかかわらず、警備業者及び警備員はこれらを携帯することができる。